

## 東近江市福祉センターハートピアの指定管理者の指定につき 議決を求めることについて

東近江市福祉センターハートピアの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市福祉センター ハートピア	滋賀県東近江市今崎町 2 1 番地 1 社会福祉法人東近江市社会 福祉協議会	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで